

平成23年度 第11回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年2月17日（金） 午前10時00分から午前11時50分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（17人）

| | | |
|------|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 平井久元 |
| 委員 | 2番 | 田尻博樹 |
| 委員 | 3番 | 木脇ナツミ |
| 委員 | 5番 | 伊東里美 |
| 委員 | 6番 | 町田雄治 |
| 委員 | 7番 | 池上鉄仁 |
| 委員 | 8番 | 池沢清良 |
| 委員 | 9番 | 市来順哲 |
| 委員 | 10番 | 先山富雄 |
| 委員 | 11番 | 本江武 |
| 委員 | 12番 | 先間政美 |
| 委員 | 13番 | 宮當しず江 |
| 委員 | 14番 | 城村富忠 |
| 委員 | 15番 | 池スミ子 |
| 会長代行 | 16番 | 盛山明雄 |
| 委員 | 17番 | 三原利昭 |
| 委員 | 18番 | 中瀬秀治 |

4. 欠席委員（0人）

委員 番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第41号 買受適格証明の発行について

報告第18号 農地法第18条第6第の規定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東 正雄

事務局係長 元栄恵美子

事務局臨職 田畑真理枝

| 付 議 事 項 | |
|------------------|---|
| 10:00 ~ 10:45 | <p>【現地調査1】</p> <p>議案第39号 農地法第5条申請について</p> <p>譲受人： 知名町町長 平安 正盛</p> <p>譲渡人： 知名町瀬利覚 ○○氏</p> <p>申請地： 知名町田皆字和茶目○○番○ 240㎡ 知名町田皆字和茶目○○番○ 323㎡</p> <p>申請面積 563㎡</p> <p>地目 畑 → 宅地（こども園々舎）</p> |
| 10:55 局長 | <p>ただ今から平成23年度第11回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。</p> <p>はじめに、平井会長より会務報告をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>それでは、前回総会から今日までの会務報告を行います。</p> <p>1 / 25 農業者と農業委員会との意見交換会</p> <p>2 / 7 土地改良区説明会</p> <p>2 / 10 J A竿津斎場落成式</p> |
| 議長 | <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。「異議なしの声あり」それでは、17番三原利昭委員、18番中瀬秀治委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の元栄氏と田畑氏とを指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p> |
| 議長 | <p>日程第2、議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。議案第38号1については、池スミ子委員が借受人と夫婦にあたります。農業委員会法24条の規定に基づき議事参与の制限にあたります。議事進行から終了まで退席をお願いします。終了後入室、着席をお願いします。</p> <p>(池委員退席)</p> <p>事務局から議案の朗読と説明を求めます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案第38号は、売買2件・贈与4件の合計6件で17,270.09㎡です。【議案第38号1について朗読】</p> <p>農地法3条の許可要件として、取得後の農地又は採草放牧地において農業に常時従事すること。農業委員会が定める下限面積も超えていること。農地取得後のすべての農地を効率的に利用すること、また、周辺農地の集団化に支障をきたさないなどが要件です。申請人の農業経営についても、農機具・労働力・技術・通作距離などをみても問題がなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 17番 | <p>1番、については、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は知人関係です。申請地には現地確認した結果、さとうきびを植付けしてありました。譲受人は、さとうきび・バレイショを耕作しています。また、認定農業者で農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。</p> |
| | <p>(意義なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>それでは採決を致します。議案第38号1農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(挙手全員)</p> |
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第38号1農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定致しました。(池委員の入室を許可します。)次に、議案38号2番以降について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 【議案第38号2番以降についての朗読】 |
| 議長 | ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |
| 3番 | 2番、3番については、譲渡人は夫婦です。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は、大蔵医院に勤めながらさとうきびを栽培しています。キビの植え付けなどは知人と一緒にやっています。農機具関係は、耕耘機と管理機・防除機があります。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 8番 | 4番、については、譲受人は認定農業者です。葉たばことサトウキビを作っています。譲渡人はお祖母さんにあたります。また、農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 6番 | 5番、については、譲渡人と譲受人は姉弟です。譲受人は、認定農業者で切り花とさとうきびを耕作しています。また、農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 事務局 | 6番、については、先月、買い受け適格証明書を発行した方で、さとうきびを中心に農業しています。また先月の36号議案においても適格と言うことで3条の資格のある方です。農機具関係は全て揃っています。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 議長 | ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。 |
| | (意義なしの声あり) |
| 議長 | それでは採決を致します。議案第38号2を含む農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第34号2を含む農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定致しました。次に、議案35号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第39号について朗読】</p> <p>譲受人：知名町知名307番 知名町長 譲渡人：知名町瀬利覚 ○○氏</p> <p>申請地：知名町田皆字和茶目○○番外1筆 563㎡</p> <p>事業計画・・・こども園園舎・園庭・駐車場外 事業規模・・・2,646.77㎡</p> <p>先程、現地を確認して頂きました。申請のこども園は「幼保一元化」ということで幼稚園と保育所を一緒にした施設です。施設は補助事業の用に供する公共施設で現地は、幼稚園や小中学校などの連たんしている区域で農地区分は第2種農地の「市街地近接農地」に該当します。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました農地法第5条第1項の規定による許可申請について、質疑並びにご意見はありませんか。</p> |
| 7番 | <p>これは田皆の幼稚園と保育所が対象ですか。</p> |
| 事務局 | <p>「はい」そうです。</p> |
| 8番 | <p>駐車場などの場所は、まだ検討されていないでしょうか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 駐車場の位置については、図面の右側に表示されています。この件については、現在、計画段階ということで、農業委員会の方では転用ができるかどうかを審議していただきたい。図面の詳細については計画段階と言うことでご理解をいただきたいと思います。 |
| 議長 | 他に質問などはありませんか。 |
| | (意義なしの声あり) |
| 議長 | それでは採決を致します。議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第39号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案どおり許可することに決定致しました。次に、議案40号、知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | 今月の利用権設定は、賃貸借3件・使用貸借2件・所有権の移転2件の合計7件で73,221㎡です。【議案第40号番についての朗読】 本件の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 |
| 議長 | ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |
| 5番 | 1番、2番について、貸し人は兄弟です。貸し人と借り人は親戚です。借り人は、看板屋をしながら農業所得も増やしたいと言うことで利用権設定を申請しています。また農機具は、トラクター・耕耘機・管理機・その他揃っています。ご審議をよろしくをお願いします。 |

| | |
|-----|--|
| 15番 | 3番、を説明させていただきます。貸し人と借り人は親子です。借り人夫婦は5年前に都会からUターンをしてきました。家族協定も結ばれており、主にさとうきびを中心にソリダゴ・花卉などを栽培しています。また農機具や大型冷蔵施設も完備しております。今後、徐々に経営移譲していきたいとの要望です。ご審議をよろしくお願いいたします。 |
| 15番 | 4番、について、貸し人と借り人は親子です。〇〇農産は、常時数名を雇用している農業法人で安定した農業経営をしています。また経営者は認定農業者でキビ・バレイショ・ユリ球根等を栽培しています農機具関係についてはすべて沿っています。ご審議をよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。 |
| 11番 | 〇〇農産は、何を作っていますか。 |
| 15番 | 借り人は、さとうきびを中心にバレイショ・ユリ球根を栽培しています。 |
| 議長 | 他に質問などはありませんか。 |
| 8番 | 1番・2番の件ですが、借り手の方は何を作っていますか。 |
| 5番 | さとうきびとバレイショを作っています。 |
| 議長 | 他に質問などはありませんか。よろしいですか。 |
| 議長 | それでは採決を致します。議案第40号の知名町地区農用地利用集積計画（案）については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第40号の知名町地区農用地利用集積計画（案）については、原案どおり許可することに決定致しました。次に、利用権の設定と所有権の移転について、を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>【利用権の設定について朗読】</p> <p>設定する者： 大阪府 ○○氏 設定を受ける者：鹿児島県地域振興公社 和泊町仁志 ○○氏 申請地：知名町新城字前田1215外2筆</p> <p>【議案第40号所有権の移転について朗読】</p> <p>申請地：田皆字西原○○ 面積： 4,033㎡ 対価： 1,350,000円 移転時期：平成24年3月13日</p> <p>申請地：屋者字セキナ○○ー○外3筆 面積： 13,987㎡ 対価： 12,120,000円 移転時期：平成24年3月19日</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。ただ今、利用権の設定と所有権の移転について、事務局から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。</p> |
| 16番 | <p>1番の買い受け予定者が分かりましたらお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>田皆の○○氏です。</p> |
| 議長 | <p>他に質問などはありませんか。よろしいですか。</p> |
| | <p>(意義なしの声あり)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>それでは採決を致します。議案第40号の利用権の設定と所有権の移転については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(意義なしの声あり)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。全員賛成ですので、利用権の設定と所有権の移転については、原案どおり許可することに決定致しました。次に議案第41号 買受適格証明の発行について、を議題とします。議案第41号 買受適格証明書の発行については、池スミ子委員が農業委員会法24条の規定に基づき議事参与の制限にあたります。議事進行から終了まで退席をお願いします。終了後入室、着席をお願いします。</p> <p>(池委員退席)</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第41号 買受適格証明の発行についての朗読】</p> <p>今回の競売物件は平成23年8月に〇〇農協が差押さえした物件です。申請地の屋者〇〇番・芦清良〇〇番〇外1筆です。買受け希望者と経営状況は資料のとおりです。三名とも買受け要件は満たしております。4つの要件を検討の上、ご審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>入札期間 平成24年3月26～平成24年4月5日 改札期日 平成24年4月12日 売却決定期日 平成24年5月24日 申請人：知名町屋者 〇〇氏・知名町余多 〇〇氏 知名町余多 〇〇氏 申請地：屋者字長当 〇〇-〇 面積 2,907㎡ 最低売買価格 1,260,000円 申請地：芦清良字上川上〇〇-〇外1筆 面積 2,544㎡ 最低売買価格 708,000円</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | ありがとうございました。ただ今、事務局から報告がありました買受適格証明について、質疑並びにご意見はありますか。 |
| | (意義なしの声あり) |
| 議長 | それでは採決を致します。議案第41号買受適格証明の発行については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第41号の買受適格証明の発行については、原案どおり許可することに決定致しました。(池委員の入室を許可します。)次に報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>【報告第18号について、朗読説明】</p> <p>今月の合意解約の申し出は4件・47227㎡です。</p> <p>利用権設定者 兵庫県(〇〇氏)</p> <p>利用権受託者 赤嶺(〇〇氏)</p> <p>上平川字袋〇〇番 合意解約日 H24.1.18</p> <p>利用権設定者 兵庫県(〇〇氏)</p> <p>利用権受託者 赤嶺(〇〇氏)</p> <p>上平川字袋〇〇番 合意解約日 H24.1.18</p> <p>利用権設定者 知名(〇〇氏)</p> <p>利用権受託者 知名(〇〇氏)</p> <p>上平川字袋〇〇番 合意解約日 H24.2.1</p> <p>利用権設定者 屋者(〇〇氏)</p> <p>利用権受託者 屋者(〇〇氏)</p> <p>屋者字中津ノ〇〇番外21筆 合意解約日 H24.2.9</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議長 | ありがとうございました。ただ今、事務局より報告がありました合意解約について、質疑並びにご意見はありませんか。 |
| 8 番 | 1 番、2 番の解約理由は何ですか。 |
| 1 1 番 | 本人はラーメン屋を経営しながら農業に取り組んでいます。今回、農業は子供に任せたいための解約です。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。これをもって報告を終了します。 |
| 議長 | その他に入ります。その他で何かありませんか。無いようでしたら事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | (1) 「新規就農者調査依頼について」・・・農政課 (2) 次回総会・・・平成24年3月16日(金) 午前10時より |
| 議長 11:55 | 以上で、平成23年度 第11回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労様でした。 |

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成24年2月17日

議 長 平 井 久 元

署名委員 三 原 利 昭

署名委員 中 瀬 秀 治